

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ムラマツ	代表者氏名	村松 進一
主たる営業所の所在地	丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西3		
許可番号	愛知県知事許可（般-25）第61102号	許可を受けている建設業の種類	土、と、管、鋼、舗、水

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成28年6月14日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成27年2月28日、新城市下吉田地内の高速道路新設工事現場において、2次下請事業者である同社の役員兼現場責任者が、現場にある発電機の電源を入れたところ、発電機と電氣的に結線していた電動のコンクリートミキサーホッパー機械の攪拌用羽根が回転し始め、同機械の内部で掃除作業中であった同社の労働者1名が巻き込まれて重傷を負った。 作業中に同機械の起動装置に錠を掛け、あるいは起動装置に表示板を取り付ける等、同作業に従事する労働者以外の者が同機械の運転を防止するための措置を講じていなかったものである。 このことが、労働安全衛生法に違反し、新城簡易裁判所より、法人及び役員がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			